

東南アジア史学会会報 No.42

昭和60年5月

昭和59年度秋季総会摘要

上記総会を昭和59年12月9日上智大学10号館講堂で開催し、川本邦衛委員が議長となり議事を進めた。

報告事項

1. 庶務委員より新入会員17名の紹介、学会会報第41号の発行、日本学術会議登録学会として東洋学研究連絡委員会に所属した旨の報告があった。
2. 会計委員より昭和59年度会計（12月末日を年度末日とする）の中間報告があった。
3. 編集委員より学会誌バックナンバーの在庫状況、次号の編集委員会を昭和60年1月11日に開催する予定につき、投稿を急ぐよう要望があった。
4. 関東地区と関西地区の例会委員よりそれぞれ月例会の状況説明があった。
5. 渉外関係として会長より中国東南アジア学会からの文化交流の希望が、また陳委員よりシンガポールの南洋学会との相互参加、学者と文献の相互交換の将来計画がそれぞれ紹介された。

協議事項

1. 会長より日本学術会議第13期会員候補者として本学会元会長白鳥芳郎氏を、また同会員の推薦に当たる推薦人として現会長市川健二郎氏を選出したい旨の学会委員会原案の趣旨説明があり、本件を承認した。
2. 会長より学会会員名簿の改訂版の発行と会報記事中の総会、研究大会、地区例会記事を充実整備する事業計画について説明があり、本件を承認した。
3. 第33回研究大会を広島大学文学部で昭和60年6月中旬に開催する計画について、関西地区研究大会委員および広島大学の植村泰夫会員より説明があり、これを了承した。

第10期第3回委員会

昭和59年12月9日に上智大学10号館で委員会を開催し、秋季総会の報告事項と協議事項の原案を審議決定した。出席者20名。

地区研究例会

〈関東例会〉

会場：上智大学上智会館

- 昭和59年6月30日 「サルタナト・アチエーとイスラム」 井東 猛
9月29日 「タイ戦時特別円をめぐる諸問題」 市川健二郎
10月27日 「インドネシア・イスラームの研究——新しいパラダイムを求めて——」 中村光男
コメント 永積 昭
11月24日 「東南アジアの始耕祭」 伊東利勝

〈関西例会〉		会場：京都大学東南アジア研究センター、他
昭和59年 6月30日	「サンガ布告にあらわれたラタナコーシン朝初期のサンガ」	石井米雄
7月28日	「カチン族の葬制」	森田和彦
9月29日	「ヴェトナム黎朝前期の政治課題とその方策」	佐世俊久
10月27日	「バイサイ・デルタの反乱」	桜井由躬雄
11月24日	「ニューギニアの『土地の主』」	紙村 徹
12月22日	「マカッサル圏について」	鶴見良行
昭和60年 1月26日	「ダバオ・フロンティア史」	早瀬晋三

第32回研究大会

昭和59年12月8日（土）、9日（日）の両日、上智大学10号館講堂で開催され、約120名が参加する盛況だった。8日午後6時より上智会館第5会議室で会員懇親会を開き、約60名が出席し、なごやかな会話の夕べをすごした。大会プログラムと発表要旨はつぎのとおりである。

12月8日（土）

〈開会の辞〉 白鳥芳郎（上智大学）

〈自由研究発表〉

北ベトナムにおける『ニヤンヴァン』、『ザイファム』事件をめぐって	栗原浩英（東京大学）
スコータイ碑文から知られる言語状態について	三上直光（慶應義塾大学）
植民地下の輸出用商品作物栽培——フィリピン、マニラ麻の事例——	早瀬晋三（Murdock大学）
Checking Manugye (1782) with Manugye (1874) and Manuyin (1875)	Than Tun（東京外国语大学）

〈特別講演〉

19世紀フィリピン・民衆運動とカトリック教会——東南アジア・キリスト教史の一側面——
Ruben Habito（上智大学）

12月9日（日）

〈共通研究課題〉 東南アジア華人に関する諸問題

問題提起	司会：陳荆和（創価大学）
香港住民の行動様式若干例について	高橋強（創価大学）
第二次大戦前タイにおける華僑資本とライス・ビジネス	末広昭（アジア経済研究所）
東南アジア華人の故郷（福建）を訪ねて——華僑史研究の動向について——	市川信愛（宮崎大学）
コメント	徐明珠（香港、中文大学）
総括討論	司会：藤原利一郎（大谷大学）
〈閉会の辞〉	会長：市川健二郎（東京水産大学）

北ベトナムにおける『ニヤンヴァン』、『ザイファム』事件をめぐって

栗原 浩英

1958年3月～6月、ベトナム労働党は、1956年に『ニヤンヴァン』や『ザイファム』に寄稿して主に同党の文芸政策を批判した知識人に対し、名指しの批判キャンペーンを展開し、処分を加えた。こ

これは2つの刊行物の発禁後1年以上を経た時点で発動され、また特定の人物が攻撃されたとはいえ、広範な文芸界や大学にまで拡大され、党の一元的指導の強化をみた点で特徴的であった。

党がこうした強硬な措置をとるに至った要因の考察にあたっては、1957年を通じて文芸家の中に党からの様々な規制を拒否する傾向がみられたように、知識人の自主性を尊重しながらこれを党の指導下におこうとした、同年に提示された比較的柔軟な文芸政策や知識人政策が不調であった一方で、時期的にも社会主義的改造着手に迫られた党が、知識人の役割（大衆の鼓舞、思想教育）を重視し、期待をよせていたという矛盾した状況の解決策としての側面を看過することはできない。

スコータイ碑文から知られる言語状態について

三上直光

タイ語、タイ文字を書記した最古の文献とされるラーマカムヘン王碑文に始まるスコータイ期の碑文資料は、その質と量において必ずしも問題がないわけではないが、言語資料としての価値は決して低いとは言えない。一方、その他に現代タイ諸方言や文字を借用した古クメール語を考慮に入れ、この碑文資料を様々な観点から検討することによって、当時の言語状態をより的確に把握することが可能となると思われる。

まず、音韻面については、音韻上の弁別が比較的正確に反映されていると考えられるラーマカムヘン王碑文の表記法を主たる手がかりとして、次のような体系を再構することができる。

(1) 母音音素

/i, ii, w, ww, u, uu, ə, ee, ε, o, oo, ε(?) , εε, a, aa, ɔ(?) , ɔɔ ; ia, wa, ua, ai, aw, au / このうち /ee, oo, ε, ɔ/ は借用語に現われ、タイ語固有の音素ではなかったことが知られる。

(2) 子音音素

/p, t, c, k, ², ph, th, ch, kh, ³b, ³d, ³j, b, d, ɔ, g, m, n, γ, ŋ, l, r, hm, hn, hγ, hl, hw, f, s, x, h, v, z, γ, j, w; pr, tr, kr, br, dr, gr, pl, kl, bl, kw, xw, γw /

(3) 声調

3種（表記上は①無記号②1③+）

つまり、ラーマカムヘン王碑文が書かれた13世紀のタイ語においては、有声閉鎖音の無声化およびそれに伴う声調体系の分裂はまだ起こっていないかったと推定される。語彙、語法の面で特徴的な現象としては、人称代名詞に単数、両数、複数の区別が存在し、複数には包含形と除外形の別があったこと、名詞句否定か動詞句否定かに応じて異なる否定詞が用いられていること、類別詞として ³an が多用され、それがまた関係詞としても機能していることなどを挙げることができる。

以上と関連して、碑文に記されたタイ語を継承する方言があるとすれば、どの方言がそれに該当するかという問い合わせに対してもひとつの可能性を提示しておきたい。言語変化に外的な力が加わらなかつたと仮定すると、タイの東北方言への変化が最も自然に説明されうるのではなかろうか。〈到る〉〈戦争〉〈助ける〉という語の母音の推定音価（それぞれ *θe̯, *sək, *jɔ̯ɔ̯i）、〈女〉〈ひとつ〉という語の声調類（李方桂のカテゴリーに従えば、それぞれ A 2, B 2）はいずれも東北方言と合致するのであり、これを例えれば中部方言と関連づけるには若干無理があるだろう。さらにまた、他方言には存在しない碑文中の語彙の多くがこの方言に見出されるという事実も注目に値する。根拠が些か希薄であるため、これを以て直ちに東北方言がスコータイ期のタイ語の直接の子孫であるとするのは早計であろうが、上の事実はこの結論に多少とも関連していくと思う。

これは2つの刊行物の発禁後1年以上を経た時点で発動され、また特定の人物が攻撃されたとはいえ、広範な文芸界や大学にまで拡大され、党の一元的指導の強化をみた点で特徴的であった。

党がこうした強硬な措置をとるに至った要因の考察にあたっては、1957年を通じて文芸家の中に党からの様々な規制を拒否する傾向がみられたように、知識人の自主性を尊重しながらこれを党の指導下におこうとした、同年に提示された比較的柔軟な文芸政策や知識人政策が不調であった一方で、時期的にも社会主義的改造着手に迫られた党が、知識人の役割（大衆の鼓舞、思想教育）を重視し、期待をよせていたという矛盾した状況の解決策としての側面を看過することはできない。

スコータイ碑文から知られる言語状態について

三上直光

タイ語、タイ文字を書記した最古の文献とされるラーマカムヘン王碑文に始まるスコータイ期の碑文資料は、その質と量において必ずしも問題がないわけではないが、言語資料としての価値は決して低いとは言えない。一方、その他に現代タイ諸方言や文字を借用した古クメール語を考慮に入れ、この碑文資料を様々な観点から検討することによって、当時の言語状態をより的確に把握することが可能となると思われる。

まず、音韻面については、音韻上の弁別が比較的正確に反映されていると考えられるラーマカムヘン王碑文の表記法を主たる手がかりとして、次のような体系を再構することができる。

(1) 母音音素

/i, ii, w, ww, u, uu, ə, ee, ε, o, oo, ε(?) , εε, a, aa, ɔ(?) , ɔɔ ; ia, wa, ua, ai, aw, au / このうち /ee, oo, ε, ɔ/ は借用語に現われ、タイ語固有の音素ではなかったことが知られる。

(2) 子音音素

/p, t, c, k, ², ph, th, ch, kh, ³b, ³d, ³j, b, d, ɔ, g, m, n, γ, ŋ, l, r, hm, hn, hγ, hl, hw, f, s, x, h, v, z, γ, j, w; pr, tr, kr, br, dr, gr, pl, kl, bl, kw, xw, γw /

(3) 声調

3種（表記上は①無記号②1③+）

つまり、ラーマカムヘン王碑文が書かれた13世紀のタイ語においては、有声閉鎖音の無声化およびそれに伴う声調体系の分裂はまだ起こっていないかったと推定される。語彙、語法の面で特徴的な現象としては、人称代名詞に単数、両数、複数の区別が存在し、複数には包含形と除外形の別があったこと、名詞句否定か動詞句否定かに応じて異なる否定詞が用いられていること、類別詞として ³an が多用され、それがまた関係詞としても機能していることなどを挙げることができる。

以上と関連して、碑文に記されたタイ語を継承する方言があるとすれば、どの方言がそれに該当するかという問い合わせに対してもひとつの可能性を提示しておきたい。言語変化に外的な力が加わらなかつたと仮定すると、タイの東北方言への変化が最も自然に説明されうるのではなかろうか。〈到る〉〈戦争〉〈助ける〉という語の母音の推定音価（それぞれ *θe̯, *sək, *jɔ̯ɔ̯i）、〈女〉〈ひとつ〉という語の声調類（李方桂のカテゴリーに従えば、それぞれ A 2, B 2）はいずれも東北方言と合致するのであり、これを例えれば中部方言と関連づけるには若干無理があるだろう。さらにまた、他方言には存在しない碑文中の語彙の多くがこの方言に見出されるという事実も注目に値する。根拠が些か希薄であるため、これを以て直ちに東北方言がスコータイ期のタイ語の直接の子孫であるとするのは早計であろうが、上の事実はこの結論に多少とも関連していくと思う。

マニラ麻（アバカ）：植民地下の輸出用商品作物産業の事例研究

早瀬晋三

フィリピンで19世紀半ばから第二次世界大戦までの約1世紀間、砂糖と並んで最も重要な輸出用商品作物となったアバカ（マニラ麻）は、フィリピンにのみ生育した芭蕉科の植物であり、船舶用索具、機械用ロープの原料として最も優れていたため、順調に生産高を伸ばしていった。しかしながら、マニラ麻の貿易、加工部門は、一貫して外国人に独占され、また、生産地がルソン島南部ビコール地方からミンダナオ島南東部ダバオ地方へと移行するに伴って、栽培者もフィリピン人から日本人へと変化するなどの問題点を含んでいた。本報告は、ウォーラースteinの「近代世界システム」論を枠組として、ビコール地方のマニラ麻産業を分析したノーマン・オーエンの研究に、報告者のダバオのマニラ麻産業史研究を加えて、両者を比較、検討することによって、フィリピンのマニラ麻産業全体を「世界システム」論の枠組内で把握しようとする議論である。

オーエンは、ビコール地方の富の分配を具体的に分析し、たとえそれが微々たるものであれ、一時的なものであれ、アバカ栽培の導入がビコール地方の民衆に繁栄をもたらしたことを明らかにし、資本主義的世界経済の中核に位置する欧米先進国が、常に周縁に位置する第三世界を搾取するという従属理論は、19世紀のビコール地方にはあてはまらないと結論付けた。しかしながら、報告書の考えによれば、19世紀のビコール地方は、完全に資本主義的「世界システム」の中に繰り込まれていない。当時のビコール地方は、資本主義的「世界システム」と一定程度の商業関係によって結合しているが、それによって社会構造の内部的転換は蒙らず、既存の自律的な世界システムないしローカルな社会システムを維持しつづけていたと考えられる。即ち、19世紀のビコール地方は、資本主義的「世界システム」の「外周縁」に位置していたということが出来る。そして、ビコール地方は、「外周縁」にとどまることによって、一時的繁栄を享受するが、結局は、スペイン及びアメリカの植民地下、終始一貫して外国人にマニラ麻貿易を独占され、前貸し制度の普及もあって、ビコール地方の富は、地元の基盤産業に投資されることなく、内発的発展或いは究極的な進歩に結びつかなかった。

第一次世界大戦後、アバカの主要生産地がビコール地方からダバオ地方へと移行した理由は幾つかある。資本主義的「世界システム」の中核国がイギリス（西欧）からアメリカに移行しはじめたこともその一つである。アメリカがマニラ麻産業を牛耳り、アバカ生産地の周縁化を求めた時、ビコール地方は、その要請に応えることが出来なかつた。具体的には、硬質纖維市場で、マニラ麻の独占形態が崩れ、サイザル麻等の競争相手が出現したことによって、より効率的なアバカ栽培が要求されたことが、ビコール地方からダバオ地方への移行の主要原因となつた。強制労働もプランテーション経営も導入されず、資本主義的「世界システム」の「外周縁」にとどまつたことが、20世紀のビコール地方のアバカ栽培の衰退の根本原因と考えられる。

ダバオ地方のアバカ栽培の特徴として、資本主義的「世界システム」の中核が直接、周縁化を推し進めたのではなく、日本人という中間媒体を置いたことがあげられる。事実、当時のアメリカは、中南米の周縁化に力を注いでおり、アジアの一植民地であるフィリピンを開拓するだけの余裕はなかつたのであるが、結果的には、直接周縁化を推し進めることを避けることによって、より「安全」に、低廉、高品質、安定したマニラ麻を輸入することを可能にした。このことは、中枢が常に一定の周縁から利益を導き出すのではなく、次々に新しい周縁を見い出すことによって、中枢であることを維持していく一つの方法を示すことになった。

Checking Manugye(1782) with Manugye(1874) and Manuyin(1875)

Than Tun

Manu Yin Akye (Original Manu Explained), popularly known as Manugye, was supposed to have been compiled during the reign of Alaungmintaya(1752-60), the founder of the Konbaung dynasty of Burma. Manu is the name of a book of law or Dhammathat, used in Burma and the Manu Yin (Original Manu) was edited with an English translation of the title of each section by Tet-to and published in 1875. But in as early as 1847, D. Richardson, Assistant to the Commissioner of Tennasserim, edited the Manu Yin Akye (Original Manu Explained) and published it with an English translation. Unfortunately this 1847 Richardson edition of Manugye is not available. The second edition appeared in 1874. It seemed that people put so much faith in Richardson's work that no one bothered to check it with other copies of the same work in palm leaf manuscripts. As time went by, there is, so far as our knowledge goes, only one copy of the said work is left (Dhammathat Collection No.28, Accession No.6, National Library, Rangoon, Burma). The Colophon of this manuscript mentions that the copy was finished on 24 June 1782. At the present moment, there are a few scholars who are somewhat dissatisfied with Richardson's English translation of it. That prompts them to check his edition with the National Library's MS6 Dh28. Fortunately Mr. Ryuji Okudaira of the Indo-chinese Department of the Tokyo University of Foreign Studies has an authenticated copy of it and we thank him for permission to use it here for this paper. When a check is made between Manugye 1782 and Manugye 1874, we find that part of chapter one and chapters three and sixteen of Manugye 1782 are missing in Manugye 1874. The missing parts are considered as fairly important because they deal with :

- 1 the institute of king,
- 2 the office of the judges who try both civil and criminal cases,
- 3 the various kinds of evidence and the way to administer an oath to an evidence so that he would say nothing but the truth,
- 4 the importance of the Manu Dhammathat,
- 5 the difference between Dhammathat, Papathat and Razathat,
- 6 the prisoners of war as slaves,
- 7 the seizure of religious land by king,
- 8 the nature of a religious sermon not meant for a public gathering,
- 9 the distribution of water in an irrigated land,
- 10 the libel,
- 11 the idea of compromise after the maxim "minimise a great offence and mitigate a lesser one", and
- 12 the consideration that a judge should be careful escape punishment in hell for some wrong decisions he made in present life.

香港住民の行動様式若干例について

高橋 強

香港住民の行動様式を形成する上で、提起せねばならない諸点があるが、本報告では（一）「難民・移民社会」、（二）「植民地社会」の二つ視点からの考察を試みる。

Checking Manugye(1782) with Manugye(1874) and Manuyin(1875)

Than Tun

Manu Yin Akye (Original Manu Explained), popularly known as Manugye, was supposed to have been compiled during the reign of Alaungmintaya(1752-60), the founder of the Konbaung dynasty of Burma. Manu is the name of a book of law or Dhammathat, used in Burma and the Manu Yin (Original Manu) was edited with an English translation of the title of each section by Tet-to and published in 1875. But in as early as 1847, D. Richardson, Assistant to the Commissioner of Tennasserim, edited the Manu Yin Akye (Original Manu Explained) and published it with an English translation. Unfortunately this 1847 Richardson edition of Manugye is not available. The second edition appeared in 1874. It seemed that people put so much faith in Richardson's work that no one bothered to check it with other copies of the same work in palm leaf manuscripts. As time went by, there is, so far as our knowledge goes, only one copy of the said work is left (Dhammathat Collection No.28, Accession No.6, National Library, Rangoon, Burma). The Colophon of this manuscript mentions that the copy was finished on 24 June 1782. At the present moment, there are a few scholars who are somewhat dissatisfied with Richardson's English translation of it. That prompts them to check his edition with the National Library's MS6 Dh28. Fortunately Mr. Ryuji Okudaira of the Indo-chinese Department of the Tokyo University of Foreign Studies has an authenticated copy of it and we thank him for permission to use it here for this paper. When a check is made between Manugye 1782 and Manugye 1874, we find that part of chapter one and chapters three and sixteen of Manugye 1782 are missing in Manugye 1874. The missing parts are considered as fairly important because they deal with :

- 1 the institute of king,
- 2 the office of the judges who try both civil and criminal cases,
- 3 the various kinds of evidence and the way to administer an oath to an evidence so that he would say nothing but the truth,
- 4 the importance of the Manu Dhammathat,
- 5 the difference between Dhammathat, Papathat and Razathat,
- 6 the prisoners of war as slaves,
- 7 the seizure of religious land by king,
- 8 the nature of a religious sermon not meant for a public gathering,
- 9 the distribution of water in an irrigated land,
- 10 the libel,
- 11 the idea of compromise after the maxim "minimise a great offence and mitigate a lesser one", and
- 12 the consideration that a judge should be careful escape punishment in hell for some wrong decisions he made in present life.

香港住民の行動様式若干例について

高橋 強

香港住民の行動様式を形成する上で、提起せねばならない諸点があるが、本報告では（一）「難民・移民社会」、（二）「植民地社会」の二つ視点からの考察を試みる。

(一) 「難民・移民社会」：中国大陆から戦乱・政変の混乱を避ける為に香港に移って来た難民は、香港を暫時の避難場所、一種の“租界”先としか見なさず、又、香港の経済的・政治的自由を求めて来た移住者は、香港を単なる“出稼”先としか見ようとしないのであった。一方、この難民・移民者の吹きだまりの地は、彼らの自國の地ではない英國の植民地でもあった。かような社会においては、もちろん生活の保障という制度は期待できないし、その上、相互互助の気風すらも発生して来ないのである。そこで、いざという時に一番頼りになるのは、人的に言えば血縁、特に家族であり、物的に言えばお金ということになる。前者からは特に家族偏重的傾向が生じ、その存続・繁栄の為に動態的側面から見るならば、家族の“離散・集合・離散”パターンが見られる。後者からは金銭至上的傾向が一般化され、香港住民の日常生活の中に揮金主義的風潮が顕著である。なお、かような傾向の強い社会に難民・移住者たちが甘んじて来られたのは、彼らが香港を“仮の宿”と見なし、かつ「いずれは故郷へ……」という“落葉帰根”的意識が働いていたからではないかと思われる。望郷の念については、今日でも中国大陆に血縁の者が多く住んでいることも加わり、大変強いものである。

(二) 「植民地社会」：香港は英国が約140年にかけて經營してきた植民地で、その支配者たちは一貫して、香港住民に政治的上昇の可能性を与えようとはしなかった。その代りとして経済的上昇の可能性だけを与えていた。香港住民は勢い「政治は統治者に任せ自分たちは専ら金もうけ」の道を選択し、又、そうせざるを得なかった。従って、香港住民は政治に対しては極めて無関心であり、その結果、香港では反植民地闘争が持続的に行なわれたことはないと言われる。即ち、香港住民は英國の植民地体制には柔軟に対応する一方で、唯一与えられていた経済的上昇可能性のみを追求して來たのである。しかしながら、かかる傾向には変化が生じつつある。中国大陆に、香港住民にはなじめない社会主义の国が誕生することにより往来が不自由になり、香港出生者が過半数を占めるようになるにつれて、“香港人”意識の台頭と、“落葉帰根”から“落葉生根”への意識の転換が生じて來ているのである。特に、97年問題を間近に控え“港人治港”が論議される今日では顕著である。

(三) “ambivalence (愛憎感情の交錯)”と“騎壁 (壁の上に馬乗りしどちらにでも傾く)”：社会主义中国と英国の狭間に置かれた香港住民は、前者、後者それぞれにambivalenceの感情を抱きながらも、そこから発生する種々の問題に対しては、騎壁的態度でもって対処しているのが今日の現状である。

戦前タイにおける華僑資本とライス・ビジネス

末廣 昭

戦前期タイ経済の中心を成したのはコメである。それは単に当時の国民の大半が米作農民であったことからだけではなく、コメが輸出額の6～8割を恒常にしめ、かつ戦前最大の製造業が精米業であったという事実からも容易に推測することができる。

その結果、戦前期タイ経済論は、そのほとんどがライス経済(rice economy)論を中心に展開された。しかも彼らの議論は、ライス経済の対象を貿易と精米、そして米作農民に限定し、比較優位の観点からコメへの特化を説明するものが大半である。これに対し報告者はライス経済の範囲をより広くとり、土地投資——コメの仲買・搬出——精米・倉庫業——貿易——輸出——海運・保険——貿易金融・銀行から成るひとつの産業として、換言すればコメ産業(rice industry)あるいはライス・ビジネスとして捉え直したい。そしてこのライス・ビジネスを担ったのが誰であったのか、という点に分析の力点を置きたいと考える。というのも、報告者はここ数年、タイ経済の発展を“資本蓄積”という観点から統一的に捉え直す作業をおこなっており、戦前のコメ産業とその担い手に照明をあてることは、タイにおける資本主義的発展を解明する上で重要な鍵をなすと考えるからである。

1855年のボーリング条約から1930年代前半まで急速な成長を示したライス・ビジネスを支えていた

(一) 「難民・移民社会」：中国大陆から戦乱・政変の混乱を避ける為に香港に移って来た難民は、香港を暫時の避難場所、一種の“租界”先としか見なさず、又、香港の経済的・政治的自由を求めて来た移住者は、香港を単なる“出稼”先としか見ようとしないのであった。一方、この難民・移民者の吹きだまりの地は、彼らの自國の地ではない英國の植民地でもあった。かような社会においては、もちろん生活の保障という制度は期待できないし、その上、相互互助の気風すらも発生して来ないのである。そこで、いざという時に一番頼りになるのは、人的に言えば血縁、特に家族であり、物的に言えばお金ということになる。前者からは特に家族偏重的傾向が生じ、その存続・繁栄の為に動態的側面から見るならば、家族の“離散・集合・離散”パターンが見られる。後者からは金銭至上的傾向が一般化され、香港住民の日常生活の中に揮金主義的風潮が顕著である。なお、かような傾向の強い社会に難民・移住者たちが甘んじて来られたのは、彼らが香港を“仮の宿”と見なし、かつ「いずれは故郷へ……」という“落葉帰根”的意識が働いていたからではないかと思われる。望郷の念については、今日でも中国大陆に血縁の者が多く住んでいることも加わり、大変強いものである。

(二) 「植民地社会」：香港は英国が約140年にかけて經營してきた植民地で、その支配者たちは一貫して、香港住民に政治的上昇の可能性を与えようとはしなかった。その代りとして経済的上昇の可能性だけを与えていた。香港住民は勢い「政治は統治者に任せ自分たちは専ら金もうけ」の道を選択し、又、そうせざるを得なかった。従って、香港住民は政治に対しては極めて無関心であり、その結果、香港では反植民地闘争が持続的に行なわれたことはないと言われる。即ち、香港住民は英國の植民地体制には柔軟に対応する一方で、唯一与えられていた経済的上昇可能性のみを追求して來たのである。しかしながら、かかる傾向には変化が生じつつある。中国大陆に、香港住民にはなじめない社会主义の国が誕生することにより往来が不自由になり、香港出生者が過半数を占めるようになるにつれて、“香港人”意識の台頭と、“落葉帰根”から“落葉生根”への意識の転換が生じて來ているのである。特に、97年問題を間近に控え“港人治港”が論議される今日では顕著である。

(三) “ambivalence (愛憎感情の交錯)”と“騎壁 (壁の上に馬乗りしどちらにでも傾く)”：社会主义中国と英国の狭間に置かれた香港住民は、前者、後者それぞれにambivalenceの感情を抱きながらも、そこから発生する種々の問題に対しては、騎壁的態度でもって対処しているのが今日の現状である。

戦前タイにおける華僑資本とライス・ビジネス

末廣 昭

戦前期タイ経済の中心を成したのはコメである。それは単に当時の国民の大半が米作農民であったことからだけではなく、コメが輸出額の6～8割を恒常にしめ、かつ戦前最大の製造業が精米業であったという事実からも容易に推測することができる。

その結果、戦前期タイ経済論は、そのほとんどがライス経済(rice economy)論を中心に展開された。しかも彼らの議論は、ライス経済の対象を貿易と精米、そして米作農民に限定し、比較優位の観点からコメへの特化を説明するものが大半である。これに対し報告者はライス経済の範囲をより広くとり、土地投資——コメの仲買・搬出——精米・倉庫業——貿易——輸出——海運・保険——貿易金融・銀行から成るひとつの産業として、換言すればコメ産業(rice industry)あるいはライス・ビジネスとして捉え直したい。そしてこのライス・ビジネスを担ったのが誰であったのか、という点に分析の力点を置きたいと考える。というのも、報告者はここ数年、タイ経済の発展を“資本蓄積”という観点から統一的に捉え直す作業をおこなっており、戦前のコメ産業とその担い手に照明をあてることは、タイにおける資本主義的発展を解明する上で重要な鍵をなすと考えるからである。

1855年のボーリング条約から1930年代前半まで急速な成長を示したライス・ビジネスを支えていた

のは次の4つのグループであった。すなわち（1）ヨーロッパ貿易・代理商会、（2）華僑系徵稅請負人、（3）華僑・華人商人、（4）王族、貴族官僚（クンナーン）そして国王の投資機関とも呼べる王室財務局（プラ・クランカーンティ）、がそれである。このうち最も早くから動力つき精米所に投資し、コメ輸出、倉庫業を支配したのは（1）のヨーロッパ商会であった。しかも彼らは、香港上海銀行などのヨーロッパ植民地銀行、アルフレッド・ホル社（英）や北欧ロイド海運会社など、当時のアジアにおける海上輸送を独占していたヨーロッパ系海運会社、英ロイド協会などの保険会社のタイにおける代理業務もおこない、タイのライス・ビジネス全般に強い勢力を構築していた。

しかし1880年代に入ると華僑・華人がこの分野に進出、また王族・貴族官僚も精米、土地への投資を開始し、次第にヨーロッパ資本を駆逐するようになる。とくにラーマー4世、5世王期にアヘン、賭博、酒の徵稅請負人（チャオパーシー・ナーアーゴン）として莫大な利益を蓄積していた華僑・華人と、バンコク—香港、あるいはシンガポールとの貿易に従事していた華僑・華人商人は、当初は精米・コメ輸出に、次いで海運・保険へと勢力を拡大していき、第1次大戦後には、機械精米からヨーロッパ資本を完全に一掃してしまったのである。

さらに1920年代になると、何度かのコメ危機の中で生き延びてきた少数の華僑・華人商人グループが、バンコクにおける大精米所の経営を足掛りに、自己所有の保険、銀行、海運会社をも設立するようになった。陳「蠻利行」（ワンリー）、馬「振盛行」（マーブンクロン）、伍「廣源隆行」（ラムサム）、盧「裕隆行」（ブンスック）、蟻「光興泰行」（イアムスリー）などはその典型的事例であり、彼らは1930年代、バンコクの精米所がもつ生産能力の半分を支配する「コメ財閥」へと成長していったのである。

タイのライス・ビジネスを華僑・華人資本が支配するに至った理由はいろいろあるが、主なものは次の3点である。（1）ビルマ米の仕向地の7割がヨーロッパであったのに対し、タイ米は8割以上が香港経由中国と、シンガポール経由マラヤ、インドネシアに輸出されたこと。そのためヨーロッパ商会と比較しても、市場に関する情報、金融、海上輸送の面で著しい格差がなく、香港、シンガポールに支店・代理店を置くバンコク華僑・華人は十分競争できたこと。（2）精米技術は高度なものではなく、また輸入税3パーセントという超低率の下で自由にイギリス、ドイツから最新鋭の機械を導入できたこと、（3）ライス・ビジネスは本質的に商人資本に適合的であり、華僑・華人のノウハウが生かされること、以上である。

しかし上記の条件は、逆に精米・コメ輸出資本が、発展の途上で製造業に進出していくことを妨げ、むしろ銀行、保険、海運の投資へと向かわせることになった。また製造業に進出する意欲があっても、1926年まで関税自主権を回復し得なかったタイでは、3パーセントという植民地的関税体系の下で大量に入ってくるヨーロッパ工業製品に対抗することは到底不可能であったと考えられる。そしてこのことが、実は、タイをコメ特化の状態に永く押し留め、その後の工業的発展を阻む重大な要因にもなっていくのである。

東南アジア華人の故郷（福建）を訪ねて ——華僑史研究の動向を中心に——

市川信愛

1980～84年にかけて福州とアモイの2都市とその中間地方を合計4回、のべ2ヵ月余にわたり訪問した。その間の1980年10月と81年12月の友好都市親善訪問、82年8月の福建省鄭成功学術討論集会への出席、および84年8月の華僑教育比較史合作研究協議会への出席に際して撮影したスライドを使って福建の現状を説明したい。また、華僑史研究の現状について、研究者名、研究課題、所属機関を記した93例の目録を華僑歴史学会の『第一期通信』（1982年）から編集し、参考資料として配布したい。

福建における華僑の動向については、4市23県に27の帰国華僑を中心とする組織があり、その上部

のは次の4つのグループであった。すなわち（1）ヨーロッパ貿易・代理商会、（2）華僑系徵稅請負人、（3）華僑・華人商人、（4）王族、貴族官僚（クンナーン）そして国王の投資機関とも呼べる王室財務局（プラ・クランカーンティ）、がそれである。このうち最も早くから動力つき精米所に投資し、コメ輸出、倉庫業を支配したのは（1）のヨーロッパ商会であった。しかも彼らは、香港上海銀行などのヨーロッパ植民地銀行、アルフレッド・ホル社（英）や北欧ロイド海運会社など、当時のアジアにおける海上輸送を独占していたヨーロッパ系海運会社、英ロイド協会などの保険会社のタイにおける代理業務もおこない、タイのライス・ビジネス全般に強い勢力を構築していた。

しかし1880年代に入ると華僑・華人がこの分野に進出、また王族・貴族官僚も精米、土地への投資を開始し、次第にヨーロッパ資本を駆逐するようになる。とくにラーマー4世、5世王期にアヘン、賭博、酒の徵稅請負人（チャオパーシー・ナーアーゴン）として莫大な利益を蓄積していた華僑・華人と、バンコク—香港、あるいはシンガポールとの貿易に従事していた華僑・華人商人は、当初は精米・コメ輸出に、次いで海運・保険へと勢力を拡大していき、第1次大戦後には、機械精米からヨーロッパ資本を完全に一掃してしまったのである。

さらに1920年代になると、何度かのコメ危機の中で生き延びてきた少数の華僑・華人商人グループが、バンコクにおける大精米所の経営を足掛りに、自己所有の保険、銀行、海運会社をも設立するようになった。陳「蠻利行」（ワンリー）、馬「振盛行」（マーブンクロン）、伍「廣源隆行」（ラムサム）、盧「裕隆行」（ブンスック）、蟻「光興泰行」（イアムスリー）などはその典型的事例であり、彼らは1930年代、バンコクの精米所がもつ生産能力の半分を支配する「コメ財閥」へと成長していったのである。

タイのライス・ビジネスを華僑・華人資本が支配するに至った理由はいろいろあるが、主なものは次の3点である。（1）ビルマ米の仕向地の7割がヨーロッパであったのに対し、タイ米は8割以上が香港経由中国と、シンガポール経由マラヤ、インドネシアに輸出されたこと。そのためヨーロッパ商会と比較しても、市場に関する情報、金融、海上輸送の面で著しい格差がなく、香港、シンガポールに支店・代理店を置くバンコク華僑・華人は十分競争できたこと。（2）精米技術は高度なものではなく、また輸入税3パーセントという超低率の下で自由にイギリス、ドイツから最新鋭の機械を導入できたこと、（3）ライス・ビジネスは本質的に商人資本に適合的であり、華僑・華人のノウハウが生かされること、以上である。

しかし上記の条件は、逆に精米・コメ輸出資本が、発展の途上で製造業に進出していくことを妨げ、むしろ銀行、保険、海運の投資へと向かわせることになった。また製造業に進出する意欲があっても、1926年まで関税自主権を回復し得なかったタイでは、3パーセントという植民地的関税体系の下で大量に入ってくるヨーロッパ工業製品に対抗することは到底不可能であったと考えられる。そしてこのことが、実は、タイをコメ特化の状態に永く押し留め、その後の工業的発展を阻む重大な要因にもなっていくのである。

東南アジア華人の故郷（福建）を訪ねて ——華僑史研究の動向を中心に——

市川信愛

1980～84年にかけて福州とアモイの2都市とその中間地方を合計4回、のべ2ヵ月余にわたり訪問した。その間の1980年10月と81年12月の友好都市親善訪問、82年8月の福建省鄭成功学術討論集会への出席、および84年8月の華僑教育比較史合作研究協議会への出席に際して撮影したスライドを使って福建の現状を説明したい。また、華僑史研究の現状について、研究者名、研究課題、所属機関を記した93例の目録を華僑歴史学会の『第一期通信』（1982年）から編集し、参考資料として配布したい。

福建における華僑の動向については、4市23県に27の帰国華僑を中心とする組織があり、その上部

団体の福建省帰国華僑連宜会は50年に創設、文革期に解散同様の状況となつたが、現在では4つの現代化を支える有力な手段、現組として位置づけられている。その代表的人物には王漢傑（フィリピンからの帰国華僑）、陳仰僧、張克輝らがいる。『中華全国帰国華僑連合会成立大会特刊』（1956年10月）によると、成立大会には南は海南島、北は黒竜江、東は沿海州、西は新疆に至る国内各地から、また東南アジア、朝鮮、日本、欧米、オーストラリアの各地からの帰国華僑が参集した。この『特刊』の巻頭に「台湾解放のため、祖国建設のため奮闘しよう」と題した陳嘉庚の開会の辞を掲載している。

50年代は、まさに在外華僑の新中国誕生に対する関心と期待の高揚期であり、その現われがこの連合会結成大会となって発現したものとみることができよう。しかし、文革期には一転して圧迫され「華僑」という言葉がタブーとなり死語に近い状態にすらなった。80年以降には全国に先がけて華僑研究活動とその研究機関が復し、84年9月になるとアモイ大学南洋研究所を中心に陳嘉庚学術討論会が開催された。

東南アジア——歴史と文化——

No.14, 1985.6

目 次

〔論文〕

- ニヤウンヤン朝ビルマの統治機構と社会構造 大野 徹
Checking Manugye (1782) with Manugye (1874) and Manuyin (1875) Than Tun
17世紀のアチエ王国における法統治について
——土着の法慣行とイスラム法の係わりを中心として 井東 猛

〔研究ノート〕

- 東南アジアにおける発酵食品の意義 田中 則雄
Kalambaと甕棺——インドネシア先史時代墓制研究に関する最近の調査例 坂井 隆
ビルマ近・現代史における「日本占領期」の扱われ方
——J. Beckaの学位論文 (1983) の書評を中心に 根本 敬

〔書評・紹介〕

- Mitsuo Nakamura : The Crescent Arises over the Banyan Tree 今永 清二
貴州省民族研究所・畢節地区彝文翻訳組（編）『西南彝志選』 栗原 悟
N.J.クロム著・有吉巖編訳『インドネシア古代史』 青山 亨
『過山榜』編輯組編：瑤族『過山榜』選編 白鳥 芳郎
A.C.Milner : Kerajaan, Malay Political Culture on the Eve of Colonial Rule 鈴木 恒之
Hue-Tom Ho Tai : Millenarianism and Peasant Politics in Vietnam 山本 達郎

〔モンスーン・学界消息〕

- 日本留学アセアン協議会の動向 市川健二郎
「パドリ」という語の起源——パードレ説再浮上—— 永積 昭
ジャワの挨拶語について 染谷 臣道
ジャワの人名に関する一視角 宮崎 恒二
インドネシアで初めて日本語を教えた人——長島弘とD.デッケルのクサトリア学院 後藤 乾一
“女性の人類学”をめぐって——東インドネシア調査から—— 鍵谷 明子
タイ研究国際会議に出席して 石井 米雄
タイ国北部山地焼畑耕作民に関する欧米の博士論文——若干の紹介—— 吉野 晃
Ban Chiang遺跡をめぐる近年の情況 松井千鶴子

第6回フィリピン地方史研究大会報告	早瀬 晋三
「ビルマ研究グループ」の発足	奥平 龍二
中国における近年の西南民族研究の動向（II）——北京及び西南各省を訪ねて	栗原 悟
スコット・ポプキン論争をめぐって	高田 洋子
東南アジア史学会関西例会の活動(4)	桃木 至朗
ソフィア・シンポジウム「アジア文化の新しい視座を求めて——地域研究と東南アジア」石澤 良昭	
〔追悼〕	
有吉巖氏を偲んで	長岡新治郎
東南アジア関係文献目録（1984年1月～12月）	伊東 照司 加治 明
	定価 3,600円

予約先：平凡社 〒102 千代田区三番町5、Tel. 265・0451 振替東京8-29639
6月春季大会にて販売いたします。

第11期会長選挙のおしらせ

東南アジア史学会の歴代会長は次のとおりです。初代と第2期山本達郎、第3期松本信広、第4期河部利夫、第5期白鳥芳郎、第6期和田久徳、第7期中村孝志、第8期藤原利一郎、第9期鈴木中正、第10期市川健二郎の各氏です。現会長の任期が昭和60年12月末日で満了しますので、同年12月の総会で次期会長を選出します。

「選挙権及び被選挙権をもつ者は会費を完納した会員とする」という役員選出規則第3条第4項にしたがって、昭和60年8月31日現在の会費完納者を有権者として登録します。会費未納の方は至急御納入下さい。選出方法は本年秋、会員諸氏に会長候補者選考委員7名を郵送により直接投票して頂き、選出された委員が選考する新会長候補者を12月の会員総会で審議決定するものです。

昭和60年5月 発行

発行者 東南アジア史学会（市川健二郎）

住所 〒108 東京都港区港南4-5-7
東京水産大学社会科学研究室

電話 03-471-1251 内線341

郵便振替 東京都9-132640 東南アジア史学会